

No	質問日	質問内容	事務局回答
1	2026/10/20	(1)下記様式3が見つけれなかったのですが、どこで確認可能でしょうか？ (2)A社（代表者）、B社それぞれが会員になる場合、申し込みは2社それぞれで実施が必要なのでしょうか？それとも、代表者であるA社のみ申し込みをし、B社の分の④～⑨も合わせて提出という形でよいでしょうか？ (3)②は該当しない認識ですが正しいでしょうか？ (3) 提出書類 以下の書類を提出すること。会員とならない企業については④～⑨の提出は必須ではない。 ①会員募集に関する参加申込書（様式1） ②複数者で構成される団体として応募する場合は、応募団体（コンソーシアム・共同事業体等）の連帯に係る協定書もしくはそれに代わる・類する書面（団体名簿・役割分担を示す書類、代表企業を選任する書類など） ③会社概要（応募団体及び本コンソーシアムに参画する各社の事業概要が分かるパンフレット、ホームページの写し等でも可） ④福岡市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（写し可） （福岡市内に事業所がない場合は本社所在地の市区町村） ⑤消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書（写し可） ⑥登記事項証明書（現在事項全部証明書） ⑦誓約書（様式3） ⑧役員名簿 ※代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。 ※この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。 ※役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。） ⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し ※直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表の写しを提出すること。	(1)応募者が事前に取得できるよう、ホームページに掲載いたします。 (2)連携して取組を実施される場合は、代表企業を決めていただき、代表企業からの申込をお願いします。その場合、代表企業からまとめて送付していただくことで問題ありません。また、代表企業で取りまとめることに支障がある書類がある場合は、その旨ご連絡いただき、別途、構成企業からお送りいただくことで問題ありません。 (3)②については、JVやコンソーシアム等の任意団体やSPC等で応募する場合は、必ず連帯に係る協定書等を提出してください。1企業を代表企業として申し込む場合は、構成企業を含む体制を明らかにするものとして、提案書等で団体名簿や役割分担を示す書類を持って確認するものとしします。
2	2026/10/21	(4)⑥ですが、添付の⑥登記事項証明書（現在事項全部証明書）でよいでしょうか？それとも原本の取得をする必要がありますでしょうか？ (5)⑧ですが、⑥に一部の情報が含まれておりますが、氏名、フリガナ、生年月日、性別の情報がすべて含まれていないので、⑧だけでは不足となりますでしょうか？	(4)⑥で登記事項証明書（現在事項全部証明書）の写しもしくはコピーで問題ありません。原本の提出は必要ありません。 (5)⑥のみでは必要な照会に十分な情報の記載がないため、⑧の提出はお願いいたします。
3	2026/10/21	1.参加申込後の参画企業の変更や離脱が可能かどうかご教示頂けますでしょうか。 2.また、複数社での応募前提が基本と考えておりますが、複数企業での応募を必須とはしないでしょうか。	(1)可能です。参加申込後に送付予定の規約や協定書の案に記載があり、段階に応じた手続きが異なります。ただし、代表企業については、原則離脱は不可能です。 (2)複数社の応募を必須とはしておりませんが、当該取組に必要な体制を構築し、申込を行っていただくものとしております。

4	2026/10/23	(1)今回公募が10/19(月)で、参加申し込み締め切りが10/30(金)となっております。 期間が2週間しかない一方で、参加申込書以外に準備しなければならない添付書類が多数あり、東京の企業においては福岡市役所様と書類を郵送でやり取りする必要があるものもあります。 最大限急ぎますが、一部の書類は1週間以内程度遅れてご提出の可能性があり、ご容赦いただけますようお願い申し上げます。	(1)参加申込の提出期限につきましては、募集要領に記載のとおり令和8年10月30日（金）15時までとしておりますが、参加申込書（様式1）の提出が期限内に行われている場合には、添付書類の一部について期限後の提出を認める方向で対応いたします。 ただし、公平性の観点から、以下を条件といたします。 ・令和8年10月30日（金）15時までに参加申込書（様式1）を提出していること ・提出期限までに、期限内に提出できない書類を事務局へ連絡すること ご事情を踏まえ、できる限り柔軟に対応いたしますので、提出が遅れる見込みの書類がある場合は、あらかじめ会員募集事務局へご相談ください。
5	2026/10/23	「会員」と「協力事業社」の実施・役割内容と必要提出書類以外の違いや詳細に分けている事がございましたら、ご教示いただけますと幸甚です。 現在、弊社と連携させていただく他企業様とどこまでを「会員」とすべきか「協力事業社」となって頂くかの判断基準とさせていただきます。	・会員については、募集要領記載の書類を提出していただく必要があります。 ・本コンソーシアムの枠組みに入るのが、代表企業と構成企業で構成される「会員」となります。会員は、本コンソーシアムの目的の範囲内において、会議への参加、情報共有の受領、事業提案及び意見表明を行うことができます。会員は参画協定書を締結し、規約及び協定書に基づいて計画検討や実証等に取り組みます。協力企業及び委託先等の会員とならない企業も実施体制に含めることができますが、代表企業と構成企業が責任を負う形で体制を整えてください。 (※参加申込後の参画企業の変更や離脱については、以下の質問へのご回答をご参照ください。 <質問内容> 1.参加申込後の参画企業の変更や離脱が可能かどうかご教示頂けますでしょうか。 2.また、複数社での応募前提が基本と考えておりますが、複数企業での応募を必須とはしないでしょうか。 <事務局回答> (1)可能です。参加申込後に送付予定の規約や協定書の案に記載があり、段階に応じて手続きが異なります。ただし、代表企業については、原則離脱は不可能です。 (2)複数社の応募を必須とはしておりませんが、当該取組みに必要な体制を構築し、申込を行っていただくものとしております。)